

姫路市立家島中学校いじめ防止基本方針

姫路市立家島中学校

1 学校方針

本校は、『明るく元気でめあてを持ち、自他を大切にし家島を愛する生徒の育成』を学校目標として、「明るく元気な生徒」（学力・気力・体力）、「めあての持てる生徒」（自立・自主・向上心）、「自他を大切にする生徒」（自尊感情・人間愛・協働）、「家島を愛する生徒」（真善美・誇り・感謝）を身につけた生徒の育成を目標としている。「通ってよかった家島中学校・通わせてよかった家島中学校・勤めてよかった家島中学校」をスローガンに、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう教職員と生徒が心を通わせ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのためには、日常の指導体制を確立し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための『学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめ問題に関する基本的な考え方

（１） 本校の基本的考え方

本校は、姫路市南部の離島にある小規模校で、地場産業であった採石業・海運業が衰退したため人口が激減している。そのため「地域の学校」として密着した教育活動を実践するために、幼小中合同運動会・秋祭りでの和太鼓演奏・家島町文化発表会・夏祭り・坊勢ペーロンフェスタ・島内清掃ボランティアなど、積極的に参加している。

いじめについては、全校生徒が「幼稚園から同じメンバー」ということもあり、気心が知れている反面、人間関係が一度壊れると修復することが難しい面もあり、平素より教職員集団が個々の生徒たちの学校生活や友人関係の状況に敏感に感じ取れるよう、生徒の微妙な変化に対応するよう努めている。また、いじめを積極的に認知する取組にあたって、生徒からの発信についても教職員と生徒が一致団結することで、いじめを抑制することや早期発見に努め、「いじめを許さない学校づくり」を推進するため、以下の体制を構築し、いじめ防止等に推進する。

（２） いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

（３） いじめ解消の要件

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも３ヵ月を目安として一定期間継続していること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及び保護者に対して、面接等により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(4) 特に配慮を要する生徒

発達障害を含む、障害のある生徒・海外から帰国した生徒や外国人の生徒・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒【LGBTQ】・震災等により被災した生徒や原子力発電所事故により避難している生徒など、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制等

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む全教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に感じ取り、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、いじめ防止対策委員会において情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けている生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」とあるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が4日以上連続して欠席しているような場合には、適切に調査した上で、事案により校長が判断する。

また、生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、校長が判断し、早急に適切な対応をする。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、学校長主導のもと「いじめ防止対策委員会」を招集し、学校が主体となって、「いじめ対応チーム」に専門的な知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会等の学校設置者が行う重大事案の調査に対し、事態解決に向け、協力していく。

5 その他の事項

保護者や地域から信頼される中学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会や愛護育成会をはじめ、家庭訪問・個別懇談会・PTA総会などあらゆる機会を利用して保護者や地域に対して情報発信に努める。

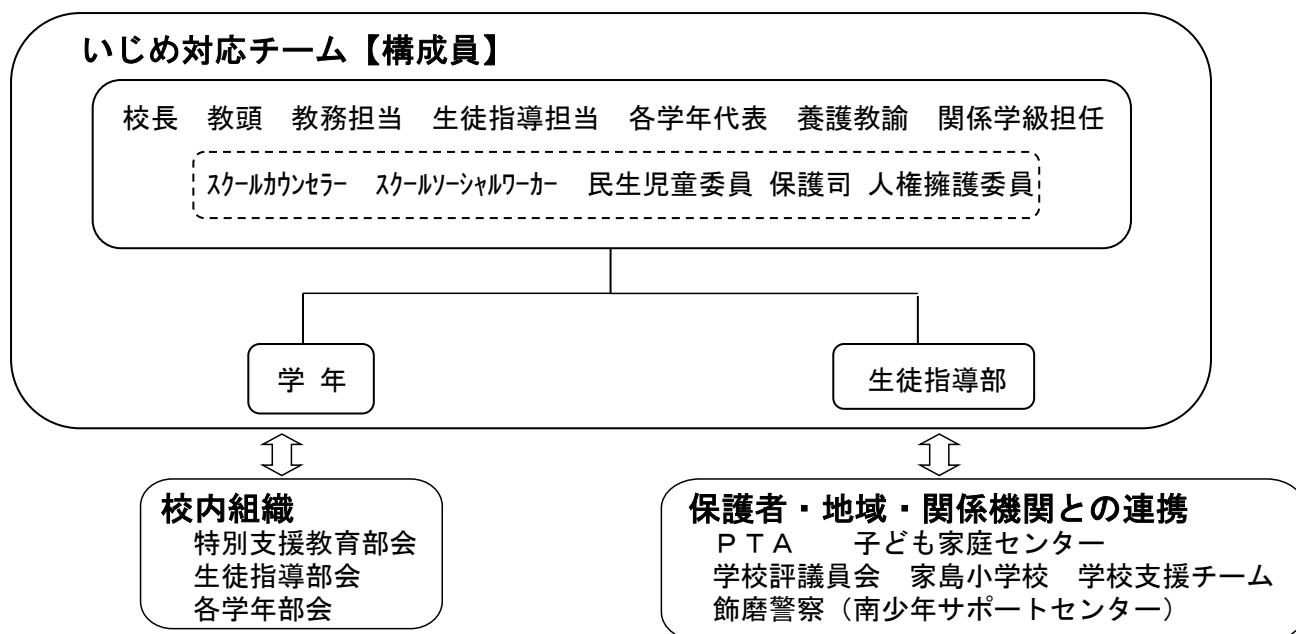
また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

日常の指導体制（校内指導体制及び関係機関）

「いじめの兆候を見逃さない」「いじめは絶対に許さない」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。【道徳教育・人権教育・ライフスキル教育・特別活動等】

いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教職員がいじめ問題を抱え込まないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・確認を行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するため、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。



未然防止	早期発見
学習指導の充実 ・学習における規律づくり ・学びに向かう集団づくり ・意欲的に取り組む授業研究 教育相談の充実 ・面談の定期開催 ・S Cの活用 人権教育の充実 ・道徳教育の充実 ・人権意識の高揚 情報教育の充実 ・情報モラル指導の充実 ・ネットトラブル対策講座の開催 保護者・地域との連携 ・学校いじめ防止基本方針等の周知 ・学校公開、公開授業の実施 ・地域行事への積極的参加	情報の収集 ・教職員の観察による気づき ・養護教諭からの情報 ・生徒、保護者、地域からの情報 ・アンケートの実施 ・教育相談での情報 相談体制の確立 ・相談窓口の設置、周知 ・S Cの活用 情報の共有 ・報告・連絡・相談・確認の徹底 ・職員会議等での全職員の情報共有 ・要配慮生徒の実態把握 ・次年度への申し送り事項の徹底

早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|---|
| ☐ 朝、いつも特定の机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと、掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れたり、落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると、特定の生徒が残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で、絶えず周囲の顔をうかがう生徒がいる | |
| ☐ 自分たちだけのグループでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている | |

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| ☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする | ☐ にやにや、へらへらしている |
| ☐ おどおどしている | |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにする | |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 表情が暗く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる | ☐ とときどき涙ぐんでいる |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

◎授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 職員室の近くにいたがる |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

◎昼食時

- | | |
|--|--|
| ☐ 好きな物を他の友だちにあげる | ☐ 他の生徒の机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きがある | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、辞めると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上にお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている生徒

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の生徒のみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け入れない |
| ☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す | ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う | |

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム会議 (指導方針・指導計画作成)	学級づくり	
5月	保護者向け啓発	幼小中合同運動会	個別カウンセリング
6月	小中合同研究授業	薬物乱用防止教室	個別カウンセリング いじめアンケート①
7月		家島に感謝する日 天神祭参加 ネットトラブル講座	個別懇談会
8月	小中合同研修会	人権学習会 坊勢ペーロンフェスタ参加 カウンセリングマインド®研修	
9月	いじめ対応チーム会議 (情報共有・2学期の計画)	情報共有 ライフスキル教育 校内弁論大会	個別カウンセリング
10月		カウンセリングマインド®研修	
11月	小中合同研究授業	秋祭り参加 ストレスと健康 (保健分野にて学習)	いじめアンケート② 個別カウンセリング
12月		いじめ防止人権学習	個別懇談会
1月		ストレスマネジメント研修 (3年生対象)	
2月		ストレスマネジメント研修 (新入生と保護者対象)	いじめアンケート③ 個別カウンセリング
3月	いじめ対応チーム会議 (本年度のまとめ・来年度の課題検討 等)	家島に感謝する日 次年度の情報資料作成 小中情報交換	キャリア教育

職員会議等

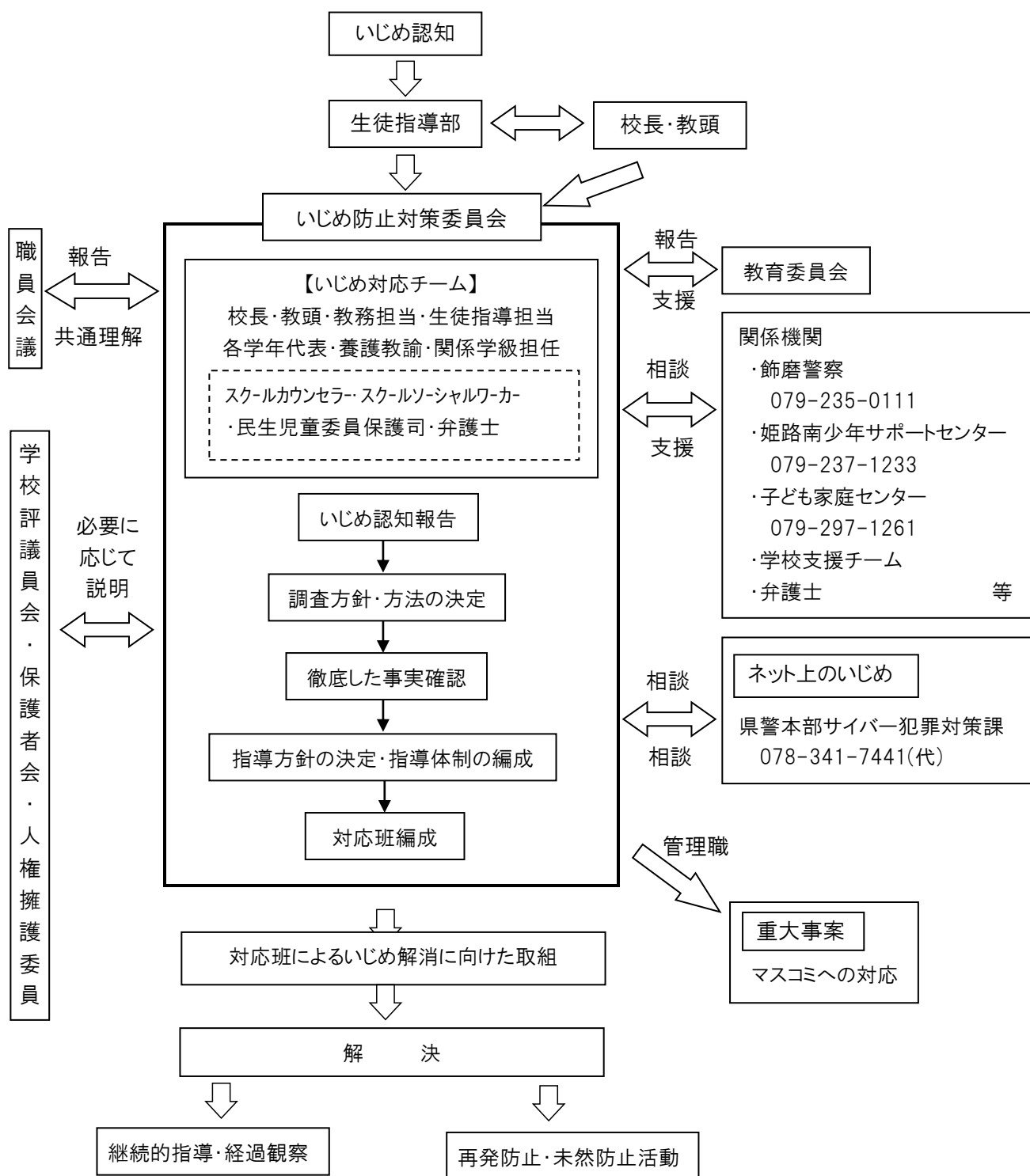
- ・いじめ対応チームは、スクールカウンセラーを交え、月1回生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて確認する。

未然防止に向けた取組

- ・入学前に小学校との情報交換をする。
- ・いじめを許さない学級・学校づくりを進める。【ライフスキル教育プログラム実践：下記に表示】
- ・年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- ・定期的に昼休みの巡回をする。
- ・定期考査時の下校指導を実施する。
- ・地域行事（夏祭り、坊勢ペーロンフェスタ、秋祭り、家島町文化発表会、島内清掃など）に参加し、自己有用感の醸成と社会性の育成を図っている。

早期発見に向けた取組

- ・いじめアンケートは、年3回実施する。
- ・定期考査前に個別のカウンセリングを行う。
- ・授業中に気になった生徒について情報交換を行う。
- ・小規模の利点を生かし、生徒の微妙な変化に対応する。



○被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。

・いじめを発見したときは、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については、周辺生徒からも状況を聞き取る。

・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

○双方の保護者に説明する。

○双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。